

厚生労働省発 健 0623第5号
厚生労働省発雇児0623第4号
厚生労働省発社援0623第7号
厚生労働省発 老 0623第6号
平成27年6月23日
【令和3年6月22日一部改正】

福 島 県 知 事 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備基金）の交付について

標記の国庫交付金の交付については、別紙「福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備基金）交付要綱（厚生労働省）」により行うこととされ、平成27年6月23日から適用することとされたので通知する。

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備基金）交付要綱（厚生労働省）

（通則）

第1条 福島再生加速化交付金制度要綱（平成26年2月28日 府政防第217号、復本第269号、警察庁甲官発第55号、25文科政第89号、厚生労働省発会0228第2号、25食第198号、20140226財地第1号、国官会第2892号、原規監発第1402269号。以下「制度要綱」という。）第2に規定する福島再生加速化交付金のうち、帰還・移住等環境整備事業等の実施に要する経費に充てるため、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「法」という。）第34条第3項に基づく帰還・移住等環境整備交付金として国が交付する福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）のうち厚生労働大臣（以下「大臣」という。）を交付担当大臣（福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実施要綱（平成26年2月28日 府政防第218号、復本第270号、25文科政第90号、厚生労働省発会0228第4号、25食第199号、20140226財地第2号、国官会第2893号、原規監発第14022610号。以下「実施要綱」という。）第4の3にいう「交付担当大臣」をいう。以下同じ。）とするもの（実施要綱第11の1の規定により基金を造成し、帰還・移住等環境整備事業計画の計画期間にこれを取り崩して帰還・移住等環境整備事業等を実施しようとする場合に限る。以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、法、福島復興再生特別措置法施行令（平成24年政令第115号）、福島復興再生特別措置法施行規則（平成24年復興庁令第3号）、法第5条に規定する福島復興再生基本方針、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令及び関連通知並びに制度要綱、実施要綱及び福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金管理運営要領（平成27年4月15日復本第622号、27文科政第19号、厚生労働省発会0415第3号、27食第9号、20150413財地第12号、国官会第120号。以下「基金管理運営要領」という。）のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

（交付の目的）

第2条 この交付金は、実施要綱第3に規定する帰還・移住等環境整備事業計画を作成する福島県又は避難指示・解除区域市町村等（避難指示・解除区域市町村（法第33条第1項に規定する「避難指示・解除区域市町村」をいう。）及び特定市町村（同項に規定する「特定市町村」をいう。）をいい、それらを構成団体とする一部事務組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項にいう一部事務組合をいう。）を含む。）（以下「福島県等」という。）に基金を造成し、当該基金を活用することにより、帰還・移住等環境整備事業等（実施要綱第3にいう帰還・移住等環境整備事業等をいう。以下同じ。）を実

施することを目的とする。

(交付先)

第3条 交付金は、福島県等に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付対象事業)

第4条 交付金は、基金管理運営要領に基づき、帰還・移住等環境整備事業等を実施するための基金（以下「基金」という。）を造成する事業（以下「基金造成事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

2 基金造成事業に要する経費の算定対象となる帰還・移住等環境整備事業等は、実施要綱別表3に掲げられたものうち、大臣を交付担当大臣とする帰還・移住等環境整備事業等とする。

3 帰還・移住等環境整備事業等は「福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付要綱（厚生労働省）」（平成26年2月28日厚生労働省発健0228第3号・厚生労働省発雇児0228第2号・厚生労働省発社援0228第12号・厚生労働省発老0228第1号本職通知の別紙。以下「単年度版交付要綱」という。）の別添「福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）による帰還・移住等環境整備事業等の実施について（厚生労働省実施要領）」（以下「厚生労働省実施要領」という。）に準じて行うものとする。

(交付額)

第5条 交付金の交付額は、帰還・移住等環境整備事業等ごとに、基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と、実施要綱第7により福島県等に通知された交付可能額を比較して少ない方の額を選定した額（ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）の合計額とする。

2 基金の造成に要する経費は、実施要綱のほか、単年度版交付要綱第5条第2項に定める算定方法に準じ算出するものとする。

(事前着手)

第6条 実施要綱第11の4の規定による交付決定前の着手の承認は、単年度版交付要綱第6条の例による。

(交付申請手続)

第7条 交付金の交付の申請は、福島県等が様式1による交付申請書に関係書類を添えて、実施要綱第7の規定による交付可能額の通知の際に示された日までに、内閣総理大臣を経由して大臣に提出して行うものとする。

- 2 厚生労働省実施要領が別途必要な書類を定める場合には、前項の書類に併せてこれを提出するものとする。

(変更交付申請手続)

第8条 交付金の交付決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して交付の申請を行う場合には、福島県等が様式2による変更交付申請書に關係書類を添えて、内閣総理大臣を経由して大臣に提出して行うものとする。

- 2 第7条第2項の規定（厚生労働省実施要領の定めによる添付書類の提出）は、前項の手続に準用する。

(交付決定の通知)

第9条 大臣は、第7条第1項の規定による交付申請書又は第8条第1項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式3（変更交付申請の場合にあっては様式4）による交付決定通知書（変更交付申請の場合にあっては変更交付決定通知書）を内閣総理大臣を経由して福島県等に送付するものとする。

(交付の条件)

第10条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 1 基金造成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、内閣総理大臣を経由して大臣の承認を受けなければならない。
- 2 基金造成事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣を経由して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 基金造成事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに内閣総理大臣を経由して大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 基金は、他の交付担当大臣の交付に係るものと別に経理しなければならない。
- 5 福島県等は、基金の造成後、別に定めるところにより、基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表を行わなければならない。
- 6 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、第2条の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- 7 福島県等は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施状況報告書を内閣総理大臣を経由して大臣に提出しなければならない。
- 8 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に返還しなければならない。
- 9 基金の解散後においても、助成事業者等からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。
- 10 福島県等は、交付金と基金造成事業に係る予算と決算との関係を明らかにした様式8

による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これを交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- 11 帰還・移住等環境整備事業等の実施にあたっては、基金を活用して実施する事業を、単年度版交付要綱の交付対象事業とみなして、単年度版交付要綱第11条各号（ただし⑧、⑩を除く。）の条件及び関連する様式を準用する。この場合において、当該各号中「交付対象事業」とあるのは「帰還・移住等環境整備事業等」と、「交付金の額の確定の日」とあるのは「帰還・移住等環境整備事業等終了の日」と、「間接補助金」とあるのは「補助金」と、「間接補助事業者」とあるのは「福島県等から補助金の交付を受ける者」と読み替える。

（申請の取下げ）

- 第11条 福島県等の長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内に、その旨を書面で内閣総理大臣を経由して大臣に申し出なければならない。

（交付金の支払）

- 第12条 福島県等の長は、第9条の規定により交付決定の通知を受けた後、交付金の支払いを受けようとするときは、様式5による請求書を内閣総理大臣を経由して（ただし、支出に関する事務を都道府県において行うこととされている場合を除く。）厚生労働省官署支出官に提出しなければならない。
- 2 厚生労働省官署支出官は、前項の規定により適正な請求書を受理した後、速やかに請求のあった交付金を支払うものとする。

（実績報告書）

- 第13条 福島県等は、基金造成事業を完了した（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けたことをいう。以下この条において同じ。）ときは、基金造成事業を完了した日の翌日から1か月を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに様式6による実績報告書を、内閣総理大臣を経由して大臣に提出しなければならない。
- 2 第7条第2項の規定（厚生労働省実施要領の定めによる添付書類の提出）は、前項の手續に準用する。

（交付金の額の確定等）

- 第14条 大臣は、第13条の報告を受けた場合には、実績報告書の審査等を行い、その報告に係る基金造成事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に

適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定して、様式7による交付額確定通知書により内閣総理大臣を経由して福島県等に通知するものとする。

(標準処理期間)

第15条 大臣は、第7条第1項又は第8条第1項に規定する申請書が大臣に到達した日から起算して、原則として1か月以内に交付の決定（第8条第1項の場合にあっては変更交付決定）を行うものとする。

(その他)

第16条 特別の事情により第5条、第7条、第8条及び第13条に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣を経由して大臣の承認を受け、その定めるところによるものとする。

様式1（第7条関係）

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

福島県等の名称及びその長の氏名

(元号) ○○年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備基金）の交付申請について

(元号) 年 月 日○○○○発第○号で内閣総理大臣から交付可能額の通知を受けた(元号) ○○年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備基金）の交付申請について、次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書（別紙1）
- 3 基金造成事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
歳入歳出予算（見込）書抄本
基金条例（又は基金条例（案））
その他参考となる書類

基金造成経費所要額調書

(単位：円)

帰還・移住等環境整備事業等 (実施要綱別表3より記載すること)		基金造成に要する経 費の支出予定額 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	内閣総理大臣から通 知された交付可能額 (D)	交付金所要額 (CとDを比較して 少ない方の額)
	基 幹 事 業 分					
	効果促進事業等分					
	基 幹 事 業 分					
	効果促進事業等分					
	基 幹 事 業 分					
	効果促進事業等分					
	基 幹 事 業 分					
	効果促進事業等分					
合 計						

基金造成事業計画書

(単位：円)

基金の保有区分	保管予定額	備 考
合計額		

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

様式2（第8条関係）

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

福島県等の名称及びその長の氏名

(元号) ○○年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備基金）
の変更交付申請について

(元号) 年 月 日厚生労働省発△○○○○第○号をもって交付の決定を受けた(元号) ○○年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備基金）について、次のとおり交付決定の変更を申請する。

1 変更後交付申請額 金 円
(既交付決定額からの増(△)減額 金 円)

2 変更を受けようとする理由

3 基金造成経費所要額調書（変更）（別紙1）

4 基金造成事業計画書（変更）（別紙2）

5 添付書類

歳入歳出予算（見込）書抄本（変更）

その他参考となる書類

別紙1

基金造成経費所要額調書（変更）

（単位：円）

帰還・移住等環境整備事業等 （実施要綱別表3より記載すること）		基金造成に要する経 費の支出予定額 （A）	寄付金その他の 収入額 （B）	差引額 （A－B） （C）	内閣総理大臣から通 知された交付可能額 （D）	交付金所要額 （CとDを比較して 少ない方の額）
	基 幹 事 業 分					
	効果促進事業等分					
	基 幹 事 業 分					
	効果促進事業等分					
	基 幹 事 業 分					
	効果促進事業等分					
	基 幹 事 業 分					
	効果促進事業等分					
合 計						

変更後の内容を記載し、変更前の内容を上段に（ ）書きすること。

基金造成事業計画書（変更）

（単位：円）

基金の保有区分	保管予定額	備 考
合計額		

- （注） 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。
3 変更後の内容を記載し、変更前の内容を上段に（ ）書きすること。

様式3（第9条関係）

厚生労働省発 △ ○○○○第○号

（元号）○○年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備基金）交付決定通知書

福島県等の名称

（元号） 年 月 日○○○○で交付申請のあった（元号）○○年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備基金）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

（元号） 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ ○ 印

- 1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成27年○月○日厚生労働省発健○○○○第○号、厚生労働省発雇児○○○○第○号、厚生労働省発社援○○○○第○号、厚生労働省発老○○○○第○号厚生労働事務次官通知の別紙「福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備基金）交付要綱（厚生労働省）」（以下「交付要綱」という。）の第4条に定める基金造成事業であり、その内容は（元号）年 月 日○○○○交付申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
交付金の額	金	円

- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分		事業に要する経費	交付金の額
	基 幹 事 業 分		
	効果促進事業等分		
	基 幹 事 業 分		
	効果促進事業等分		
	基 幹 事 業 分		
	効果促進事業等分		
	基 幹 事 業 分		
	効果促進事業等分		

- 4 交付金の額の確定は、交付要綱第5条に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 5 この交付金は、交付要綱第10条に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱第13条に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

様式4（第9条関係）

厚生労働省発 △ ○○○○第○号

（元号）○○年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備基金）変更交付決定通知書

福島県等の名称

（元号） 年 月 日厚生労働省発△○○○○第○号で交付決定した（元号）○○年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備基金）については、（元号） 年 月 日○○○○変更交付申請に基づき、交付決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定したので通知する。

（元号） 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ ○ 印

- 1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成27年○月○日厚生労働省発健○○○○第○号、厚生労働省発雇児○○○○第○号、厚生労働省発社援○○○○第○号、厚生労働省発老○○○○第○号厚生労働事務次官通知の別紙「福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備基金）交付要綱（厚生労働省）」（以下「交付要綱」という。）の第4条に定める基金造成事業であり、その内容は（元号）年 月 日○○○○変更交付申請書記載のとおりである。

- 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
内今回増加額	金	円
交付金の額	金	円
内今回追加交付額	金	円

- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分		(内今回増加額)	(内今回追加交付額)
		事業に要する経費	交付金の額
	基 幹 事 業 分		
	効果促進事業等分		
	基 幹 事 業 分		
	効果促進事業等分		
	基 幹 事 業 分		
	効果促進事業等分		
	基 幹 事 業 分		
	効果促進事業等分		

- 4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

様式5 (第12条関係)

番 号
(元号) 年 月 日

支出官 ○○○ 殿

福島県等の名称及びその長の氏名

(元号) ○○年度福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備基金) 支払請求書

(元号) 年 月 日厚生労働省発△○○○○第○号で交付決定の通知を受けた (元号) ○○年度福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備基金) の支払を受けたいので、交付要綱第12条第1項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 基金の名称

2 請求金額 金 円

3 請求金額の内訳

(単位:円)

経費区分		交付決定額①	既受領(請求)済額②	差引請求額①-②
	基幹事業分			
	効果促進事業等分			
	基幹事業分			
	効果促進事業等分			
	基幹事業分			
	効果促進事業等分			
	基幹事業分			
	効果促進事業等分			
合 計				

4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号、名義及びふりがな

※「1 基金の名称」は、条例などで定められた名称を記載すること。

様式6（第13条関係）

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

福島県等の名称及びその長の氏名

(元号) ○○年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備基金）実績報告書

(元号) 年 月 日厚生労働省発△○○○○第○号をもって交付決定の通知を受けた標記のことについて、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書（別紙1）
- 3 基金造成事業実施状況調書（別紙2）
- 4 添付書類
 - (1) 条 例
 - (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本
 - (3) その他参考となる書類

基金造成経費精算書

(単位：円)

帰還・移住等環境整備事業等		基金造成に要 する経費の支 出額 (A)	寄付金その他 の収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	内閣総理大臣 から通知され た交付可能額 (D)	交付決定額 (E)	交付金所要額 (C、D、Eを 比較して最も 少ない額) (F)	交付金受入額 (G)	差引過不足額 (G-F)
	基幹事業分								
	効果促進 事業等分								
	基幹事業分								
	効果促進 事業等分								
	基幹事業分								
	効果促進 事業等分								
	基幹事業分								
	効果促進 事業等分								
合 計									

基金造成事業実施状況調書

(単位：円)

基金の保有 区分	造成年月日	保管額	年利率	備考
合計額				

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

様式7（第14条関係）

厚生労働省発 △ ○○○○第○号

（元号）○○年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備基金）交付額確定通知書

福島県等の名称

（元号） 年 月 日厚生労働省発△○○○○第○号で交付決定した（元号）○○年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備基金）については、（元号） 年 月 日○○○○実績報告に基づき、交付額を金○○円に確定したので通知する。

（元号） 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ ○ 印

様式8 (第10条第10項関係)

(元号) ○○年度福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備基金)調書

(元号) ○○年度 厚生労働省所管

地方自治体名:

(単位:円)

国		地方自治体								備考
		歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定額	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額		支出済額		
							うち交付金相当額		うち交付金相当額	
(項) 原子力災害復興再生支援事業費										
(目) 福島再生加速化交付金										

- (注) 1 「地方自治体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」は歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 3 「備考」は参考となるべき事項を適宜記入すること。